

(3) 近江明王院文書記録 四二二号 永正十四年正月 五貫文渡申算用状。同 四二三号 永正十四年三月 拾五貫文下
行算用状

三 撰錢の条令

イ 足利幕府の撰錢条令

足利幕府が発した撰錢条令で知り得る最初のものは、明応九年(一五〇〇)十月の建武式目追加(追加法三三〇号)に見えるものである。

商売輩以下撰錢事

近年恣撰錢之条、太不可然、所詮於日本新鑄料足者、堅可撰之、至根本渡唐錢永樂洪武者、向後可取渡之但如自
可相、若有違背之輩者、速可被処罪科也交之

これによると、日本新鑄錢のみ撰錢を許しているので、根本渡唐錢、すなわち中国よりの渡来錢は、すべてこれを禁じているのである。根本渡唐錢というのは、永樂・洪武・宣徳等と指示しているごとく、当代の渡唐錢すなわち明錢を主としているようで、これらは新渡の錢貨であり錢質必ずしも一定しなかったため、自余錢すなわち在来使用錢(古錢を主体とする)の場合のごとく混用せよというのである。「根本」というのは、日本新鑄錢はみな中国錢の模倣(特に明錢の私鑄が多かった)であるから、とくに指示したのであろう。⁽¹⁾ 永正二年(一五〇五)十月十日の撰錢条令(追加法三三四号)は根本渡唐錢の意味をやや説明するに足るものと思われる。

東寺百合文書

定 撰錢事限京錢
打平等

右於唐錢者、不謂善惡、不求少瑕、悉以諸人相互可取用矣、次惡錢売買事、同停止之上者、云彼云是、若有違犯

之輩者、行其身死罪、至私宅者、可被結封之由、被仰下也、仍下知如件

永正二年十月十日

散位(三善朝臣)

豊前守平朝臣(松田頼亮)

いやしくも唐銭ならば、善悪を問わず、少瑕を論ぜず、ことごとく取り用いよというのであって、根本渡唐銭はすなわち唐銭でなければならぬ。撰銭を許可したものに、前者には日本新鑄料足とあつたが、ここには京銭・打平と具体的な名をあげている。京銭に対する諸説は多いが、(一)中国歴代の雑銭を称する、(二)甲斐にて鑄造された南京銭を略して称する、(三)良質の渡唐銭すなわち精銭を称する、(四)京都にて多く用いられたるをもつて京銭と称する、などである。

以上の他に柴謙太郎氏が『經濟大辞書』の京銭の部で試みられた考察は比較的無難であると思われるが、すなわち信長の撰銭条令に、「うちひらめ」と同様に扱われた「なんきん」は、建武式目追加に記された京銭であつて、京銭はすなわち南京銭の略称であり、南京あたりの私鑄銭を南京銭といい、これが『鹿苑日録』の東帰和尚の談に悪銭を日本に与えんとする記事や、『戊子入明記』『武備志』の記事によつても、わが国に輸入されたことも想像される、天文年間の南京銭はこれを模造したのである。ただし永祿以前にキンセンと訓じたか否かは明らかでないし、また渡唐銭中に南京銭という銭は見当たらず。そしてこれが慶長頃には悪銭と同様の意味に用いられたといふのである。⁽²⁾

南京の私鑄銭を南京銭といい、これがとくに輸入されたといふごとき史実は肯定しかねるが、ここで京銭といふは少なくとも日本新鑄料足を指せることは疑いを容れぬ。打平・京銭ともに信長の撰銭条令によつて示されたように最下等の銭である。⁽³⁾

この撰銭条令より九箇月後のものが建武式目追加〔追加法三四四号〕にある。

定

撰錢事

右度々御せいはるにまかせて、京錢・うちひらめ等これをせんし、其外のとたう錢、ゑいらく・こうふ・せんとく・われ錢但われとを以下とりあはせて百文に三十二錢けりう三分一、可在之向後取わたすべし、若いらんの族あらば、随注進可被処罪科之由、所被仰下也、仍下知如件

永正三年七月廿二日

前丹後守平朝臣(松田長秀)

豊前守平朝臣(松田頼光)

「其外のとたう錢」すなわち永樂・洪武・宣徳・われ錢であつて(天文十一年の条令に永樂等を「其外のとたう錢」の下に割記している)、明応の条令の根本渡唐錢にあたる。

明応の条令に「如自余錢可相交之」とあつたのが、具体的に混用の分量を示してきたのである。永正五年八月七日の条令(追加法三四五〜三四八号)も同様である。

建武式目追加

定

一、せいせんノキ、京錢・ウチヒラメヲノソク、其外ノトタウ錢、エイラク・コウフ・セントク・ワレ錢但、ワラサ以下、トリ合テ、百文ニ三十二錢ケリヤウ三分一、可在之於向後者トリワタスヘキ事

一、アク錢売買儀、一切可停止事

右条々、堅被制止訖、若背此旨族アラハ、権門勢家ノヒクワンライハス、於其身者、処嚴科、至私宅者、闕所ニヲコナハルヘキ由、所被仰下也、仍下知如件

永正五、八、七

沙弥信祐(諏訪)

近江守三善朝臣貞運(飯尾)

一、撰錢事、近年令超過先規之條、為世為人、不可不誠、所詮於古今渡唐錢者、悉以可取用之、次惡錢売買儀停止事、被定御法、被打高札於洛中訖、可令存知之由、被仰出也、仍執達如件

永正五

信祐

八月七日

貞運

城州大山崎名主沙汰人中

一、撰州同前右京兆へ遣之

一、堺北庄名主沙汰人中

一、山門使節御中

一、青蓮院御門跡庁務御房

一、興福寺衆徒御中

一、山門三院衆徒御中

一、大内左京大夫

一、右京兆代

一、撰錢事、近年令超過先規條、被定御法、被打高札於洛中之上者、守彼札、於古今渡唐錢、可取用之趣、堅可被相触洛中被官人同分国中所々之由、所被仰下也、仍執達如件

永正五年八月七日

沙弥

(龜山尚應)
尾州代

近江守

次は東寺百合文書に収める永正九年八月三十日〔追加法三八五〜三八九号〕のものである。